

教育課程特例校制度

教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度。 ※予算措置なし

指定の要件

- 学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。
- 総授業時数が確保されていること。
- 児童又は生徒の発達段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況（令和7年4月現在）

指定されている管理機関数： 236件

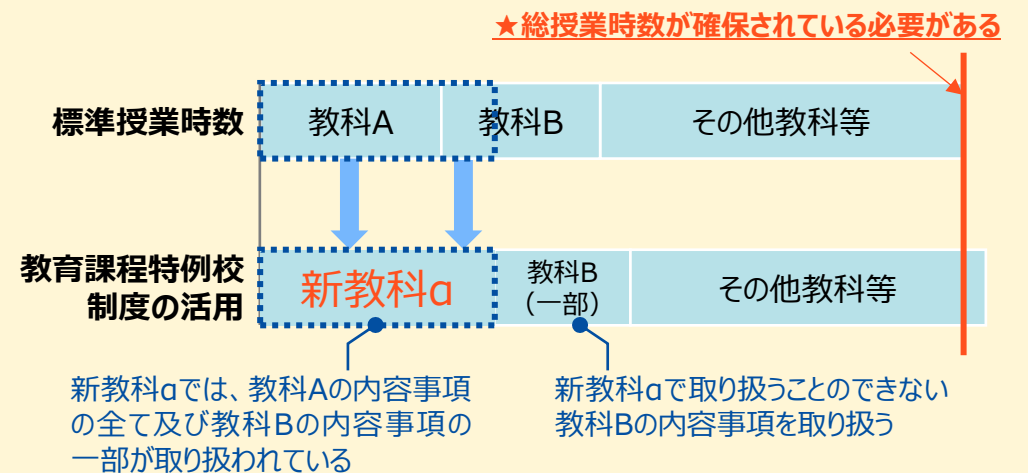
指定されている学校数： 1,915校



【主な取組内容】

- 学校や地域の実態に照らした新教科等の設定
（例）北海道羅臼町：理科、生活科、総合的な学習の時間等を削減し、新教科「知床学」を設定
（例）信州大学教育学部附属松本小学校：1～2 学年の既存の各教科をすべて統合・再整理し、「ことば」「かがく」「くらし」「ひょうげん」の4つの領域を新設
- 既存教科を英語で実施（イマージョン教育）
（例）私立西大和学園中学校・高等学校：音楽・体育の一部を英語で実施
- 学校段階間の連携による教育
（例）東京都立川市：特別活動や総合的な学習の時間等を削減し設定した新教科「立川市民科」により、小・中学校が連携した学習活動を実施

教育課程特例校における授業時数のイメージ



★学習指導要領の内容事項は、特別の教育課程において適切に取り扱われる必要がある